



2024年5月28日

各 位

会社名 株式会社電算
代表者名 代表取締役社長 轟 一太
(コード番号：3640 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長 穂川 尚実
TEL. 026-224-6666

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の当社第59期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了する当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）について、これを継続せず、廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、上記対応策の廃止に合わせて、当社定款における買収防衛策に関する規定（第8章並びに第49条及び第50条。その内容は別紙記載のとおり）を削除する予定であり、本定時株主総会に付議する予定ですので、併せてお知らせいたします。

記

当社は、2014年10月30日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本プランを導入し、さらに2015年6月25日開催の当社第50期定時株主総会、2018年6月27日開催の第53期定時株主総会及び2021年6月25日開催の第56期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、本プランを継続いたしました。

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社では、近時の情勢変化等も勘案しつつ、その在り方について継続的に検討して参りました。かかる検討の結果、近年当社を取り巻く経営環境及び市場環境は変化しており、また、2023年8月、経済産業省より「企業買収における行動指針」が発表され、M&Aに関する公正なルール形成に向けた原則論が示されたこと、金融商品取引法の改正により、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本プランの目的は一定程度確保されること等から、本日開催の取締役会において、本プランの有効期間が満了する本定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続しないことを決定しました。

なお、新たに当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該取得行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間及び情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以上

<別紙>

当社の現行定款における買収防衛策に関する規定は、以下のとおりです。

第8章 買収防衛策

(買収防衛策の導入等)

第49条 買収防衛策の導入、継続および廃止は、株主総会の決議または取締役会の決議により決定することができる。

2 前項に定める買収防衛策の導入、継続および廃止とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続きおよびこれに違反する者に対する対抗措置等を当会社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。

(対抗措置発動等の決定機関)

第50条 当社は、前条に規定する買収防衛策の定めるところにより、新株予約権無償割当てその他の法令および定款により取締役会の権限として認められている措置をとる場合または大量買付行為に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い行うことができる。